

令和4年2月

お客さま 各位

上越信用金庫

残高1万円未満の預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

平素より上越信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では令和4年4月1日より、手続きの簡素化によるお客さまの利便性向上のため、個人（個人事業主含む）のお客さまを対象に、預金残高1万円未満の預金口座の解約手続きにおいて、通帳および運転免許書等の顔写真付本人確認書類のご提示により、届出印の押印を不要とし、ご本人さまの署名のみで手続きを可能とする取扱いを開始します。

記

1. 残高1万円未満の預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

取扱開始日	令和4年4月1日
対象となるお客さま	個人お客さま（個人事業主含む）
対象となる預金種類	普通預金（決済用普通預金、総合口座、通帳レス口座を含む） 貯蓄預金、納税準備預金
対象となる要件	当該口座残高が1万円未満の場合
ご持参・ご提示いただくもの	通帳（通帳レス口座についてはスマートフォン） 顔写真付本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
注意事項	以下の場合、本取扱いの対象外とします。 <ul style="list-style-type: none">・口座残高が1万円以上の場合・通帳を紛失している場合・本人確認書類に記載の住所または氏名と、届出の住所または氏名が異なる場合・カードローン等の返済口座に指定されている場合・総合口座で定期預金がある場合・出資配当金や定期預金利息の入金口座・個人向け信託受取口座・相続対象口座、差押対象口座、質権設定口座・教育資金一括贈与口座

以上